

求人者・求職者の皆様

Do corporation株式会社

32-ユ-300016

取扱職種の範囲等の明示について

職業安定法第32条の13、職業安定法施行規則第24条の5に則り、下記の項目を明示いたします。

取扱職種の範囲等

取扱職種： 全職種

取扱地域： 全国(国内)

手数料に関する事項

求人者からの手数料は別紙1のとおりです。

求職者から、手数料は一切いただいておりません。

苦情処理に関する事項

求職者または求人者からの苦情の申出があった場合は誠意をもって対応いたします。

苦情申出先:職業紹介責任者 落部一郎 連絡先 0852-53-0170

求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱いに関する事項

個人情報を取り扱う事業所内の社員の範囲は管理部の社員といたします。

個人情報取扱主任者は職業紹介責任者 落部一郎となります。

取扱者は、個人情報に関して、当該情報の本人からの開示の請求があった場合は

その請求に基づき本人が所有する資格や職業経験等客観的事項に基づく情報の開示を遅滞なく行います。

また、これに基づき訂正の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは遅滞なく訂正します。

返戻金制度に関する事項

当社は、職業紹介により就職した求職者の方が早期退職した場合には頂戴した手数料を

一部返戻する制度を設けています。詳細は別紙1のとおりです。

その他ご不明な点がございましたらお問い合わせください。

以上

届出手数料に係る手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者	
求人・求職の申込みを受理したとき以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス	成功報酬	職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間で支払われた賃金の20%を上限として 手数料負担者は求人者とします。
求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言	成功報酬	職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間で支払われた賃金の20%を上限として 手数料負担者は求人者とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金 活動1日当たり 成功報酬	100,000円 10,000円 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間で支払われた賃金の20%を上限として 手数料負担者は求人者とします。
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	成功報酬	職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間で支払われた賃金の20%を上限として 手数料負担者は求人者及び関係雇用主とします。

上記手数料には消費税は含まれておりません。

【返金制度について】

求人者が入社日以後6ヶ月以内に、自己都合または求人者の就業規則に基づき解雇に至った場合は、次の基準により手数料の一部を下記の期限及び割合に応じて返還いたします。

- ・1か月以内で退職した場合 サービス利用料の90%
- ・2か月以内で退職した場合 サービス利用料の75%
- ・3か月以内で退職した場合 サービス利用料の60%
- ・4か月以内で退職した場合 サービス利用料の45%
- ・5か月以内で退職した場合 サービス利用料の30%
- ・6か月以内で退職した場合 サービス利用料の15%
- ・6か月超の場合、手数料の返還はありません。

但し、求職者の死亡・病気など不測の事態による場合ならびに求人者の求職者に対する処遇及びその他の労働条件が採用決定時の労働契約内容と著しく異なることに起因する場合はこの限りではありません。

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。